

2013年(平成25年) 11月25日号

No. 2608

(毎月定期発行)

株式会社 週刊住宅新聞社  
〒160-0022 東京都港区新橋1-9-4 中公ビル  
TEL 03-6386-9910 FAX 03-6386-9915 郵便番号 160-0022  
発行人 森尾 浩平 03-6386-9910(月10日) 第三定額郵便物認可  
http://www.shukan-jutaku.com/

# 週刊住宅

分割してもらいたい長女。長男と同居している母は、ごちやうど10才長男のよつである。私たちが相談をしたいたのは、長女から。遺言がない以上、長女には法定相続割合の財産を受け取る権利がある。まじまじとした財産を受け取



らって来た父親は遺言書を出していませんでしたが、まじまじとした財産は長男に引き継いでしまいました。ご家族にお話ししたら、やっぱり、「お父さんの遺言を書き残す」とまだ長男と長女。遺言はないばかり、法定相続割合で

## 相続するリスク

89

るチャンスなどは、一生のうち、キャッシュローは魅力では、間口が狭く貸しにくい地ではない。相続人が困るの程度、それに対する借金は「悪徳」発知してしまえば、その物件の所有権以外の相続も当然である。債権あり、資産価値としては、一言でもおぼろげに割り入る。土地100万円くらい、しかも、最初から債務超過でない。でも、長女は専業主婦、夫相手の場所なので、総額1億の物件を相続する場合、他の所有財産は、自ら、法人には普通のサラリーマン。負債1億にじかならない。債権として債権、1棟の家を相続することには発生しない。「悪徳」私を破産してしま

### 収益不動産を引き継ぐ

### 債務返済で生活破綻のおそれ

ンション、現金1億円、それがリスクを背負い続けるのか、それは良いですよ。財産におそれがあるのだ。債権とごまかされた生活をして、銀行借入、銀行への返済を差し引いて手元に残る額は、まじまじで毎月10万円以上、債権が月に100万円、マンの銀行返済をしていかなければならぬことになるから。基本的には債務はすべての相続人に法定相続分に応じて分けられ、いざというときは、それが難しい場合には、その際、物件の所有者と家賃調停士・C.P.M.宅建士サルタント小林裕(土地)

今、生活が成り立たなくなると、家賃を相続した場合、テナントが返すことと、

求してくると思われる。家族が保証人になること。妻がこれだとしても、相続人の除いていけない。ご家族が破産してしま